

令和2年第9回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和2年9月10日、14時00分に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第9回農業委員会を招集した。

※コロナウイルスの影響により、審議案件に関係する委員のみの出席とする対応とした。

※審議案件に該当しない委員は出席を控えていただいた。(下記に「★」で記載)

※代表推進委員の出席も控えていただいた。(下記に「★」で記載)

※議案第2号 審議番号2番の取下を審議前に周知

2. 出席委員

【農業委員12名】

1番 藤原 浩俊 (★)	2番 樋口 好澄	3番 田中 政則 (★)
4番 森山 勝馬	5番 手嶋 和彦	6番 田中 睦美 (★)
7番 原野 道明	8番 森部 賢一	9番 武井 正道
10番 手島 博行	11番 手島 信行	12番 畑 和徳 (★)
13番 田中 武俊	14番 櫻木 朝喜 (★)	15番 穴見 義夫 (★)
16番 林 新吾 (★)	17番 樋口 博幸	18番 伊藤 猛
19番 後藤 干城		

【農地利用最適化推進委員】

20番 大山 源次 (★)	21番 浦塚 洋明 (★)	22番 坂田 稔 (★)
23番 金子 耕三 (★)		

(※20番から23番は、代表推進委員。)

3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第 2号 農地法第5条の規定による許可の取消願について
- ・議案第 1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第 5号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・議案第 6号 非農地判断について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 後藤 干城

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 中村 敬一郎

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長 松田 勝久
係長 中村 敬一郎
事務吏員 水落 ひかる

事務吏員 松 尾 康 年
事務吏員 岩 切 範 宏

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 主任主査 大 山 豊 揚

(開 会 14:00)

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和2年第9回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。審議に入ります前にご連絡いたします。本日の出席委員数は農業委員12名であります。会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。議事録署名人に17番樋口委員、18番伊藤委員を指名いたします。よろしくお願いします。

それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。

3ページまで16件ございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から16番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手にて発言をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、以上で報告第1号を終わります。

4ページをお開きください。次に、報告第2号「農地法第5条の規定による許可の取消願について」事務局の説明を求めます

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。1件ございます。以上報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告第2号について質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、以上で報告第2号を終わります。

5ページをお開きください。次に、議案第1号「農地利用集積計画(利用権の設定)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。

議 長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。

農業振興課 (大山) 詳細について説明。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 農業振興課の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。

8ページをお開きください。次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局 (岩切) 議案朗読をもって説明。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号1番について、担当地区委員の17番樋口委員、20番大山委員を指名いたします。

次に審議番号3番について事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いた

します。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号3番について、担当地区委員の13番田中委員、25番平田委員を指名いたします。

審議番号1番及び3番を一括とし、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番及び3番について、賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、議案第2号は可決されました。

ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。

14時30分まで休憩します

14時15分休憩

14時30分再開。

議 長 それでは、休憩前に引続き会議を開きます。

ここで、議案第3号を議題とするところですが、諸般の事情によりまして、議案第3号を後に回し、議案第4号からを先に議題とします。

12ページをお開きください。次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。1件ございます。ご審議方よろしく願います。

議 長 事務局の説明は終わりました。

審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。5番手嶋委員。

5番 (手嶋委員) 審議番号1番について説明します。転用者・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の目的は貸露天資材置場の設置。理由は賃料収入を得るため、貸露天資材置場を整備するものです。農地法の運用は10ha以上の一団の農地、敷地拡張に該当、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第1種農地に該当します。ご審議方よろしく願います。

議 長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

13ページをお開きください。次に、議案第5号「農用地利用集積計画(特例事業関係)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号1番から5番については、推進機構からの買入れです。審議番号6番から8番については、推進機構への売渡しです。以上、1番から8番までの各計画につきましては、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。

ご審議方よろしく願います。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番から8番までを一括とし、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号1番から8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

- 議 長 賛成多数と認め、議案第5号は承認とし市長へ通知いたします。
15ページをお開きください。次に、議案第6号「非農地判断について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
- 事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。4件ございます。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。
9番武井委員
- 9番 (武井委員) 審議番号1番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。申請土地の状況は、農用地区域外、第2種農地、平成29年7月の豪雨災害により被災しており、今回、治山事業により災害復旧工事を行うことになっています。ご審議方よろしく願いいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。4番森山委員
- 4番 (森山委員) 審議番号2番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。申請土地の状況は、都市計画用途区域内、第1種住居地域、第3種農地、20年以上前から宅地課税されています。ご審議方よろしく願いいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。8番森部委員
- 8番 (森部委員) 審議番号3番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。申請土地の状況は、農用地区域外、第2種農地、20年以上前から宅地課税されています。ご審議方よろしく願いいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。2番樋口委員
- 2番 (樋口委員) 審議番号4番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。申請土地の状況は、農用地区域外、第1種農地、集落接続・敷地拡張、20年以上前から宅地課税されています。ご審議方よろしく願いいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。

- 議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認いたします。
9ページをお開きください。次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。
事務局の説明を求めます
- 事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。11ページまで8件ございます。
ご審議方よろしくをお願いします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。9番武井委員。
- 9番 (武井委員) 審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買、権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は財産整理のため。農地法第3条第2項には該当いたしません。
ご審議方よろしくをお願いします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可いたします。
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。9番武井委員。
- 9番 (武井委員) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買、権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は離農のため。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可いたします。
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。7番原野委員。
- 7番 (原野委員) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は経営縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可いたします。
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。11番手島委員。
- 11番 (手島委員) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は遠方在住のため。農地法第3条第2項には該当いたしません。
ご審議方よろしくをお願いします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。10番手島委員。

10番 (手島委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は高齢のため。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。

次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。13番田中委員。

13番 (田中) 審議番号6番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は新規就農、譲渡人は経営縮小。農地法第3条第2項には該当いたしません。新規就農ということなので、9月4日に面談を行ったところ、問題はないと思われます。

ご審議方よろしくお願いします。

議 長 9月4日に三役、田中委員及び平田委員で面談を行い、高い意欲をお持ちの方でした。

担当委員の説明は終わりました。

審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。

次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。2番樋口委員。

ます。

2番 (樋口) 審議番号7番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は高齢のため。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。

次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。18番伊藤委員。

18番 (伊藤委員) 審議番号8番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は高齢のため。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号8番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号 8 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号 8 番は許可といたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 14:51)